ACSES ニュースレター_１９５４号（2020 年 10 月 5 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇カルビー、「じゃがりこ」自主回収　１４万個超、樹脂混入の恐れ<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(蛍光ランプ、電気掃除機)<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・同僚医師の ID でも改ざんか　電子カルテ、三重大准教授／カルテ改ざんで三重大が告発状提出／津地検、カルテ改ざんを捜査へ　三重大の刑事告発受理<Web 報道>
・東大次期学長に藤井輝夫副学長　選考過程に批判も<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・核ごみ処分場、北海道 2 町村が調査応募へ　交付金に期待<新聞報道>
[大災害対策]
・温かい食事が当然の海外と雲泥の差…日本の“避難所”事情 海外避難所では不可欠な「TKB」とは？<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇京大がコロナ対策研究に学内助成　11 件を採択<新聞報道>
◇治療薬、検査薬等
・アビガン審査、3 週間で終了 政府、申請前から 11 月承認計画<Web 報道>
◇大学等関係
・大学の対面授業、じわじわ再開　関大学長「覚悟決めた」<新聞報道>
・「ようやく大学生らしい日々」　山形大が対面授業再開<新聞報道>
◇マスコミ報道　見出し
[3] 平成 31 年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について<環境省>
[4] 石綿障害予防
◇石綿報告義務化、22 年 4 月から　解体前建物、飛散防止で<Web 報道>
◇建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和 2 年 7 月 1 日基発 0701 第 11 号）<厚生労働省>
◇石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和 2 年 8 月 4 日基発 0804 第 8 号）<厚生労働省>
◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和 2 年 8 月 17 日基安化発 0817 第 2 号）<厚生労働省>
[5] 健康安全
◇「スマホ依存」改善へ共同研究　KDDI と東京医科歯科大<Web 報道>
[6] 環境安全関係
◇（仮称）女川石巻風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件

彼岸花（ヒガンバナ、曼珠沙華（マンジュシャゲ））

[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　　７件　　［開催記録、報告、資料等］　　３件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇カルビー、「じゃがりこ」自主回収　１４万個超、樹脂混入の恐れ

カルビーは２日、スナック菓子の「じゃがりこサラダｂｉｔｓ」と「じゃがりこサラダｂｉｔｓ４」を自主回収すると発表した。製造ラインで使用する樹脂製ベルトコンベヤーの一部が破損し混入した恐れがあるためで、計約１４万４０００個に上る。現段階で健康被害の申し出はないという。

ｂｉｔｓについては、製造所を示す固有記号が「Ｇ」で賞味期限が１２月２４日と２５日。ｂｉｔｓ４は記号が「Ｇ」で賞味期限が１２月２６日～来年１月３日のものと、記号が「Ｅ」で賞味期限が１２月２５日～来年１月１日のもの。問い合わせ先はお客様相談室（０１２０）５５８５７０。＜時事ドットコム　2020 年 10 月 2 日＞

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(蛍光ランプ、電気掃除機)

＜消費者庁　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021462/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201002_01.pdf

特記事項:

・コーナン商事株式会社が輸入した蛍光ランプのリコール(製品回収・返金)

・株式会社スイデンが輸入した電気掃除機のリコール(無償製品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故： 該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：５件
（うちリチウム蓄電池１件、ＩＨ調理器１件、蛍光ランプ１件、電気掃除機１件、
リチウム電池内蔵充電器１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故： ６件
（うち自転車１件、電気洗濯機１件、照明器具１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、電気掃除機１件、
発電機（携帯型） １件）

◇事故、事件の続報

・同僚医師の ID でも改ざんか　電子カルテ、三重大准教授

実際には使っていない薬剤を患者に投与したかのように電子カルテを改ざんしたとして、公電磁的記録不正作出・同供用の疑いで刑事告発された三重大医学部付属病院（津市）臨床麻酔部の男性准教授（48）が、ログイン中の同僚医師の ID でも改ざんした疑いがあることが 3 日、関係者への取材で分かった。

同病院のカルテは、手術から 1 週間以内であれば、担当でない医師でも情報を更新できる仕様で、追記した医師の氏名は表示されない。准教授は、たまたま同僚の ID でログインされていた電子端末で、カルテに虚偽の内容を追記したとみられる。＜共同通信　2020 年 10 月 3 日＞

・カルテ改ざんで三重大が告発状提出

三重大病院の准教授によるカルテ改ざんで、三重大が公電磁的記録不正作出・同供用容疑での告発状を津地検に提出したことが、病院関係者への取材で分かった。＜共同通信　2020 年 10 月 2 日＞

・津地検、カルテ改ざんを捜査へ　三重大の刑事告発受理

三重大医学部付属病院（津市）臨床麻酔部副部長の男性准教授（48）が、実際には使っていない薬剤を患者に投与したかのようにカルテを改ざんしていた問題で、公電磁的記録不正作出・同供用容疑で刑事告発した三重大が、改ざんされたとするカルテのコピーを津地検に任意で提出していたことが 2 日、病院関係者への取材で分かった。

三重大は同日、地検が告発を受理したと明らかにした。地検は病院関係者から任意で事情を聴くなど、近く捜査を本格化させるとみられる。准教授が薬剤を積極的に使うよう部長の男性教授（54）から指示されたと説明していることから、教授の関与も慎重に調べる。＜共同通信　2020 年 10 月 2 日＞

・東大次期学長に藤井輝夫副学長　選考過程に批判も

東大は 2 日、来年 3 月で任期満了となる五神真学長の後任に藤井輝夫理事・副学長（56）を選んだと発表した。任期は同 4 月から 6 年間。学長選考を巡っては、複数の学部長らが「選考プロセスの公平性・透明性に大きな問題がある」と批判し、選考会議に説明を求める要望書を送るなどしていた。

藤井氏は 1964 年生まれ。88 年に東大工学部を卒業し、94 年、生産技術研究所の助教授に就任。同教授などを経て 2018 年から副学長を務めている。専門は応用マイクロ流体システム。

学内外のメンバーで構成される「総長選考会議」（議長・小宮山宏元学長）が選考し、藤井氏らに候補者が絞られていた。＜共同通信　2020 年 10 月 2 日＞

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・核ごみ処分場、北海道 2 町村が調査応募へ　交付金に期待

「核のごみ（原発から出る高レベル放射性廃棄物）」の最終処分場をめぐり、北海道の神恵内（かもえない）村と寿都（すっつ）町が、国の選定プロセスに応募する方針を固めた。2 町村長が 8 日にも表明する。応募すれば 2007 年の高知県東洋町（その後撤回）以来 13 年ぶりで、処分場に向く特徴をもつ可能性がある場所を示す「科学的特性マップ」を国が 17 年に公表してからは初となる。

国の処分場の選定プロセスは 3 段階・計 20 年に及ぶ。第 1 段階の「文献調査」に応募すれば、2 年で最大 20 億円の交付金が得られる。2 町村はいずれも人口減で先行きが厳しいとして、選定に向けた調査で得られる交付金に期待する。

核ごみ処分場、反対の声届かず　住民投票「議会に失礼」

北海道知事「ほおを札束ではたくやり方疑問」核ごみ問題

核ごみ処分場、突然応募を表明した寿都町　その訳とは？

神恵内村では 9 月初め、村商工会から応募検討を求める請願が村議会に出された。慎重な意見が出て継続審査とされたが、国が村内で開いた住民説明会で理解が得られたとして、村議全員がメンバーの総務経済委員会で 2 日、請願を採択した。8 日にも開かれる本会議でも採択される見通しで、その後、高橋昌幸村長が応募を表明する方向だ。

同村は人口約 820 人で北海道電力泊原発がある泊村に隣接し、原発立地地域として交付金を得る。水産以外に目立った産業がなく、高齢化と人口減も進み、商工会を中心に応募で交付金を得たいとの声が目立つ。

神恵内村と同じ日本海側の後志（しりべし）地域にある、人口約 2900 人の寿都町も応募する方針。片岡春雄町長が 8 月中旬、核のごみの議論に「一石を投じる」と応募検討を表明。人口減による先行き不安に加え、コロナ禍で飲食や観光業が打撃を受けるとして交付金に期待する。

町長の前のめりな姿勢に対し、住民が反対の署名活動を行うなどしているが、町議会では賛成派の議員が過半数を占める見通しだ。町長は町議会や産業界の意見などを勘案し、8 日の町議会全員協議会の後に応募を表明する意向だ。

北海道では 1980 年代に処分場誘致を巡って世論が二分され、00 年に核のごみは「受け入れがたい」とする条例が制定された。鈴木直道知事は 2 町村の応募の動きに反対の姿勢だが、法令上、応募に知事の同意は必要ない。

2 町村は条例にかかわらず、応募手続きを進める方針だ。（伊沢健司、斎藤徹）
「反対言えば、住んでいられなくなる」
　これまで長く応募がなかった国の「核のごみ（原発から出る高レベル放射性廃棄物）」の最終処分場選定プロセスに、北海道の小さな村と町が次々と手を挙げる方針を固めた。共通するのは人口減と過疎で先が見えない閉塞（へいそく）感だ。応募による交付金に期待する声がある一方、核のごみに不安を抱え、「物言えぬ雰囲気」を感じる住民もいる。＜朝日新聞　2020 年 10 月 3 日＞

[大災害対策]
・温かい食事が当然の海外と雲泥の差…日本の“避難所”事情 海外避難所では不可欠な「TKB」とは？
　台風の季節。十年一日どころか、何十年経っても変わらないのが日本の避難所だ。ベッドや食堂を備える海外とは雲泥の差。なぜ改善は進まないのか。AERA 2020 年 10 月 5 日号では、日本の避難所が抱える問題点を取材した。

＊　＊　＊

　7 月 4 日午前 7 時ごろ、熊本県人吉市の吉岡弘晴さん（84）が 1 人で暮らす平屋に球磨川からあふれた濁流が入り始め、あっという間に胸の高さほどになった。それから数時間、自宅の廊下にあったいすの上で水が引くのを待った。窓からは勢いよく流れる濁流が見え、生きた心地がしなかった。
　水がひいたのはこの日の午後 3 時ごろ。この「7 月豪雨」では熊本県内だけで 65 人（9 月 3 日現在）が死亡した。
　吉岡さんの避難生活は、2 カ月半に及んだ。まずは、日頃通っている教会の集会所に身を寄せた。寝泊まりできるような設備が備わっており、自ら食材を購入して食事の準備をするなど 2 週間ほど快適な生活を送った。
■仮ベッド設置に数週間
　その後、人吉市が開設した避難所に移った。今後の生活に必要な様々な情報が入るだろうと考えたからだ。しかし、空調が壊れたため 1 泊して翌 7 月 19 日には小学校の体育館の避難所に移り、9 月 21 日まで約 2 カ月にわたりここで過ごした。
　朝はパン、昼と夜は弁当だ。食中毒の心配からか、おかずは揚げ物が中心。新型コロナウイルスへの対策だったのかもしれないが、ボランティアなどによる炊き出しもなかった。避難者が自由に使える冷蔵庫もないため、出てくるものを食べるしかない。風呂は 2 日に 1 回。トイレは和式だった。
「脂っぽい食事はこたえましたが、4 年前の熊本地震の教訓を生かしている点もありました。段ボールベッドを入れて、カーテンで仕切ってプライバシーがある程度守られています。不満よりは、感謝の気持ちの方が大きいです」（吉岡さん）
　熊本県によれば、7 月豪雨では最大で 39 市町村の 2512 人が避難し、212 の全避難所で希望者すべてに段ボールベッドと、世帯ごとの布のパーティションを設置したという。ただ、吉岡さんの住む人吉市で設置が終わったのは 7 月下旬。県の担当者は「現場が混乱する中でスムーズにいった」と自画自賛するが、7 月下旬まで我慢を強いられた人もいた。これは、被災者なら当たり前に受け入れるべき状況なのだろうか。
　一般社団法人避難所・避難生活学会理事で、新潟大特任教授の榛沢和彦さん（心臓血管外科）は、避難所の最低限必要なものを「TKB」と呼ぶ。トイレ、キッチン、ベッドのことだ。
　衛生管理が行き届かないトイレに行くのが嫌だから水分の摂取を控えるといった状況など論外だ。パンやおにぎりで食事を済ますのは健康的ではないし、雑魚寝も衛生的ではない。災害救助法が避難所で過ごす期間を長くても 1 週間と想定していることから、国内では充実した避難所運営が難しくなっているが、世界は状況が違うという。
　しばしば比べられるのが、日本と同様に自然災害が多いイタリアだ。榛沢さんは説明する。
「どんな小さな町で災害が起きても金太郎あめのように同じ支援を受けることができます。昨年 12 月にサルデーニャ島を視察しました。『島だからどうだろうか』と思っていましたが、他の都市とまったく同じような態勢で災害に備えていました」
■イタリアは国に指揮権

災害から命を守っても、避難生活で健康を害しては元も子もない。冒頭の吉岡さんのように何カ月も寝泊まりする人もいるため、避難所環境の向上は災害大国と言われる日本では差し迫った課題の一つだ。

同じく７月豪雨で被災した熊本県八代市の上村雄一さん（64）も２カ月以上、避難生活を送った。「毎回同じ食事で皆さんパーティションの内側に閉じこもっているので、認知症が進んだ高齢者もいる」と話す。

そこで過ごすだけで健康被害のリスクがありそうな日本の避難所は、市町村が運営を担う。

一方、イタリアでは市民保護省という専門の省で被災者支援の指揮をとる。州や自治体にも市民保護局という災害専門の機関が組織され、ひとたび災害が起きれば、備蓄されているテントと簡易ベッド、トイレなどがセットになって大型トレーラーで次々と運ばれる。そこには医師や行政職員だけでなく、ボランティアも帯同するという。

さらに、イタリアのボランティアには「職能ボランティア」と呼ばれる人たちがいる。事前にトレーニングを受けて有償で被災者支援にかかわる。そこには料理人もいるため、避難者は温かい料理を避難しながら食べられるようになっている。

日本との違いはどこから来るのか。榛沢さんはこう考える。

「市民が普段営んでいる生活を保障する『市民保護』という考え方が日本で根付いていないのです。それが政府の役割なのに、日本の場合は『緊急事態は仕方ない』と考えがちです。日本が民主国家になる際に市民革命を経ていない歴史的な経緯が影響しているかもしれません」

※AERA　2020 年 10 月 5 日号より抜粋　　＜AERAdot.　2020 年 10 月 3 日＞

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10月３日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2020 年 10 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13929.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年10月3日版）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13927.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13928.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application

＜厚生労働省　2020 年 10 月 2 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1Szytpa8pyP1fMpHY

◇京大がコロナ対策研究に学内助成　11 件を採択

京都大（京都市左京区）は、新型コロナウイルス対策の研究を支援する学内助成プログラムを始めた。感染予防効果のある食品サプリメントの開発や、パンデミック（世界的な流行）状況における自閉症者へのケアのあり方の研究など 11 件のプロジェクトを採択した。総額１億 1500 万円を助成し、研究を後押しする。

採択されたのは、ウイルス検査を簡単にできる方法の開発を目指す「現場使用可能な環境中の新型コロナウイルス検出システムの構築」(代表者=保川清・農学研究科教授）や、在宅での採血検査を可能にする手法の確立（同=稲垣暢也・医学研究科教授）など。

半数ほどが人文社会系分野。エコツーリズムが打撃を受けたアフリカの人たちがウェブサービスで素材を提供することで収入を得られる仕組み作り（同=古沢拓郎・アジア・アフリカ地域研究研究科教授）や、企業価値をど

のように向上させるかを考える「ポストコロナ社会における『企業価値』の探索」（同=砂川伸幸・経営管理大学院教授）なども採択された。

京大産官学連携本部によると、国の予算に基づく京大の事業で、1 件当たり約 300 万～1500 万円を助成する。期間は来年 8 月まで。学内から 25 件の応募があり、教員の審査で 11 件に絞った。来秋にも、成果を発表する報告会を開く。

同本部の担当者は「感染症の終息に貢献する研究だけでなく、コロナ時代の社会貢献につながるような提言もできれば」と話す。

◇

京都大大学院総合生存学館は 1 日、地球規模の課題や社会変革が必要な課題の解決を目指す「ソーシャルイノベーションセンター」を 9 月 1 日付で設立したと発表した。学内の研究者や学外の企業などとの連携も進め、発信力を強化する。

地球社会の持続可能な発展のための「水・エネルギー・防災」をはじめ、仮想通貨を数理的に研究する「ブロックチェーン」▽人と人とのつながりと幸福感との関係を科学的に解明する「ウェルビーイング」▽月や火星に居住するために必要な技術の開発を目指す「有人宇宙学」――の四つの研究領域から出発する。

センター長の寳（たから）馨・同学館長は記者会見で「企業との共同研究による技術革新だけでなく、社会起業家らとも協力しながら社会を動かしていきたい。京大と組み、社会貢献がしたい学外の人からの窓口になれれば」と話した。＜朝日新聞　2020 年 10 月 2 日＞

◇治療薬、検査薬等

・アビガン審査、3週間で終了 政府、申請前から11月承認計画

新型コロナ感染症の治療薬候補「アビガン」について、審査を3週間で終えて11月に承認する方向で政府が詳細な計画を既に立てていることが政府関係者への取材で3日、分かった。開発した富士フイルム富山化学は月内にも国に承認申請を出す方針。政府は内容を精査して承認の可否を決める考えを示していたが、実際は申請前から承認までの段取りが固まっていた。

アビガンを巡っては5月、安倍前首相が月内に承認するよう厚生労働省に指示、専門家から批判が相次いだ。今回、厚労省内からも「日程や結論が決まっていれば審査が形骸化し、有効性や安全性の見極めが不十分になる」と懸念する声が出ている。＜共同通信　2020年10月4日＞

◇大学等関係

・大学の対面授業、じわじわ再開　関大学長「覚悟決めた」

多くの大学で夏休みが明け、後期（秋学期）の授業が始まった。新型コロナウイルスの感染対策が整わず、前期ではオンライン授業が中心の大学が多かったが、秋学期は対面と併用する大学が多くなる見込みだ。ただ、都市部や大規模大学では「3 密」回避がなお難題で、対面授業はわずかにとどまりそうだ。

約 200 人収容の大教室で授業を受けていた学生は、わずか 16 人。中央付近に前後左右 1 メートルほどの間隔を空けて座り、マスクを着けたままグループ討論などを進めた。

29 日午前に東洋大白山キャンパス（東京都）であった国際観光学部 2 年生のゼミ。全 14 回のうち 5 回が対面授業で、この日が初回だった。参加した日置杏さん（19）は「キャンパスに入ったのは 1 月下旬以来。オンラインでは、なかなか同級生の顔が覚えられなかった。対面の授業に参加できてうれしい」。三好裕介さん（19）も「実際に先生や同級生の顔を見ながら受ける授業には、ちょうどいい緊張感がある」と話した。

春学期は全授業がオンラインだった東洋大は、9 月 25 日から一部で対面を再開した。だが、新型コロナウイルスの感染防止のため、入構できる学生の数を絞っている。白山キャンパスには約 2 万人が所属するが、1 日に入る学生の上限は 3 千人にしているという。

文部科学省の調査によると、大半の大学が何らかの形で後期から対面授業を再開する方針だ。全て対面で進めるのは短大を含め 173 大学（17%）で、残りの多くは対面とオンラインを併用する。だが、併用大学のうち、「ほとんど遠隔」が 158 大学（19%）、「3 割が対面」が 207 大学（25%）にのぼる。同省によると、大都市周辺や大規

模な大学はオンラインを中心とするケースが多いという。
　武蔵大（同）も通学時の感染へ…　＜朝日新聞　2020 年 10 月 2 日＞

・「ようやく大学生らしい日々」　山形大が対面授業再開
　新型コロナウイルスの感染症対策のため、オンライン授業が中心だった山形大学は 1 日、後期日程開始に合わせ、約半年ぶりに対面授業を再開した。1 年生からは「ようやく大学生らしい日々が始まる」との声も聞かれた。
　山形市の小白川キャンパスでは、人文社会科学部の授業「法と裁判」のガイダンスがあり、1 年生を中心に約 90 人が聴講。300 人以上を収容できる大講義室を使い、マスクを着けた学生たちはお互いの間隔を空けながら座った。
　担当する高倉新喜教授は「皆さんの顔を見て授業ができることをうれしく思う」とあいさつ。感染リスクを避け、例年行っている裁判傍聴の課題は出さず、期末テストの代わりに数回のリポート提出を求めることなどを知らせた。
　受講した 1 年生の大平紗矢香さん（19）は「資料を自分で読むだけでは理解しづらいし、友達もできないので、早く大学に行きたいと思っていた」。同じく 1 年生の恒川龍生さん（19）は「来週からは 90 分授業が何コマも続くと思うと、慣れるまで時間がかかりそう。でもやっぱりワクワクしました」と話した。
　山大は、主に 1 年生が受講する約 340 の基盤共通教育科目の約 7 割で対面授業を再開。一方、感染への不安から出席を望まない学生には、課題を出すなどの対応を検討するという。また、インフルエンザなどが流行する来年 1 月から 3 月までは、再びオンライン授業中心となる見通し。サークルなど課外活動については、感染対策を徹底した上で、9 月 23 日から活動再開を許可している。
　玉手英利学長は 1 日、定例の記者会見で「（再開について）賛否両論が寄せられたが、学生同士や教員との交流を通した成長が重要だと考えた。学生には感染対策も含め、自分できちんと考えて行動することを心がけてほしい」と話した。＜朝日新聞　2020 年 10 月 2 日＞

◇マスコミ報道　見出し
・トランプ大統領、コロナで入院へ　発熱、倦怠感で予防措置＜共同通信　2020 年 10 月 3 日＞
・トランプ氏が緊急入院　症状悪化し高熱も＜NNN　2020年10月3日＞
・トランプ大統領の医師団「体調は改善」5日に退院の可能性も＜NHK　2020年10月5日＞
****

[3] 平成 31 年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について
＜環境省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108491.html
環境省では、国内外の水銀対策に資するため、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）である沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島において、水銀の大気中濃度等のモニタリング調査を実施しています。
　平成 31 年度の調査においては、辺戸岬及び男鹿半島における大気中水銀濃度及び降水中水銀濃度は、指針値等を十分下回るとともに、これまでの調査結果と大きな乖離はありませんでした。
　また、辺戸岬では、水銀以外の大気中金属濃度についても調査を行ったところ、水銀と同様に、これまでの調査結果と大きな乖離はなく、指針値が設定されている金属元素については、その指針値を十分下回る値でした。
１．背景
　環境省では、国内外の水銀対策に資することを目的として、国内の発生源による影響を直接受けにくい沖縄県の辺戸岬において、平成 19 年度より水銀の大気中濃度（バックグラウンド濃度）等に関するモニタリング調査を行い、平成 22 年度以降は、毎年その結果を公表しています。また、平成 26 年８月からは、秋田県の男鹿半島においてもモニタリング調査を実施しています。
２．調査概要
（１）水銀の形態別測定及び粒子状物質中の水銀以外の金属の測定について
　大気中の水銀には多くの種類（形態）が存在し、その大部分を占める元素状水銀（金属水銀）のほか、酸化態

水銀、粒子状態で浮遊する水銀（粒子状水銀）等の形態があります。こうした様々な形態の水銀は、大気中において異なる挙動を示すことが知られています。

本調査では、国際的な水銀の排出状況及び濃度レベルの推移、それらが我が国の環境に及ぼす影響の把握等に資することを目的に、国内のバックグラウンド地点である沖縄県の辺戸岬において、大気中にガス状で存在する金属水銀、酸化態水銀、及び粒子状水銀の濃度と、降水中の総水銀濃度について測定を実施してきました。併せて、大気中水銀濃度や降水中水銀濃度の変化傾向を確認するため、大気中粒子状物質中の水銀以外の金属類等の濃度についても測定を行いました（表１参照）。

また、北日本における水銀バックグラウンド濃度を測定するため、秋田県の男鹿半島においても形態別水銀濃度と降水中水銀濃度の測定を実施しています（平成 26 年８月～）。

（２）測定地点

沖縄県辺戸岬

国立研究開発法人 国立環境研究所 辺戸岬 大気・エアロゾル観測ステーション（沖縄県国頭郡国頭村大字宜名真）

秋田県男鹿半島

秋田県船川測定局隣接地（秋田県男鹿市船川港船川字泉台）

（３）測定方法、調査項目及び測定頻度

大気成分については、形態別水銀連続測定装置を用いて測定を行いました。

降水成分については、降水捕集装置により試料を採取し、米国環境保護庁（EPA）が定める方法に準じて濃度分析を行いました。

表１　調査項目及び測定頻度

区分	調査項目		測定頻度	測定地点
大気成分	ガス状	金属水銀	連続測定（16 回/日）	辺戸岬・男鹿半島
		酸化態水銀	連続測定（8 回/日）	
	粒子状水銀			
	粒子状物質中のその他金属（有害 17 成分、指標 6 成分）		週 1 回測定（7 日間連続サンプリング）	辺戸岬
降水成分	降水中の水銀濃度		週 1 回測定（7 日間連続サンプリング）	辺戸岬・男鹿半島

※本調査における「金属水銀」とは、大気中にガス状で存在する水銀元素（Hg0）のことを指します。また、「酸化態水銀」は、大気中にガス状で存在する酸化された水銀（Hg2+）を、「粒子状水銀」は、大気中の粒子状物質に含まれる又は吸着している水銀を、それぞれ表しています。

※大気汚染防止法に基づいて行われている有害大気汚染物質モニタリング調査における水銀濃度のモニタリングと本調査では測定方法が異なります（別添参照）。

３．調査結果の概要

（１）大気中水銀濃度

大気中の形態別水銀濃度の合計の年平均値は辺戸岬において 1.7 ngHg/m3、男鹿半島において 1.5 ngHg/m3 であり、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値。年平均値 40 ngHg/m3）を十分下回る値でした。

なお、大気中の水銀は、そのほとんどが金属水銀であり、酸化態水銀及び粒子状水銀は平均で１％未満でした（別添表４及び別添表６参照）。

また、辺戸岬における形態別水銀の合計の濃度及び形態別の水銀濃度の年平均値は、昨年度と概ね同等の値で、金属水銀の濃度は、通年で測定を開始した平成 20 年度以降、形態別水銀の合計の濃度は、平成 21 年度以降、減少傾向を示しておりますが、平成 25 年度以降は、概ね横ばいで推移しております（表２及び別添表５参照）。

表２　辺戸岬における大気中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）　（単位：ngHg/m3）

測定項目	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
金属水銀	1.5	1.8	2.2	1.9	2.1	2	1.7	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.7
酸化態水銀	－	－	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
粒子状水銀	－	－	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
合計	－	－	2.2	1.9	2.1	2	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.7

※平成19年度については、測定を開始した10月16日以降のデータを用いて平均値を算出しています。酸化態水銀と粒子状水銀は、平成21年10月以降に安定した測定が実施できるようになったことから、同月以降合計濃度を算出しており、そのデータを年度別平均値の算出に用いています。

※平成21年度までは試行期間であり、測定日数が限られる等の点に留意する必要があります。

男鹿半島における形態別水銀の合計の濃度及び形態別の水銀濃度の年平均値は、過年度と概ね同等ですが若干低い値となりました（表３及び別添表７参照）。

表３　男鹿半島における大気中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）（単位：ngHg/m3）

測定項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
金属水銀	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5
酸化態水銀	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002
粒子状水銀	0.009	0.009	0.011	0.009	0.008	0.006
合計	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5

※平成26年度については、測定を開始した8月8日以降のデータを用いて平均値を算出しています。

（２）降水中水銀濃度

降水中の水銀濃度の年平均値は辺戸岬において5.6 ngHg/L、男鹿半島において6.0 ngHg/Lで、いずれも平成28年度～平成30年度の測定値の範囲内でした。水質汚濁に係る環境基準（総水銀の基準値500 ngHg/L）と比較すると、測定値は十分低い値でした（表４及び別添表９、表11参照）。

表４　辺戸岬と男鹿半島における降水中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）（単位：ngHg/L）

測定地点	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
辺戸岬	6.6	4.8	3.9	5.6
男鹿半島	6.3	5.7	6.0	6.0

（３）大気中粒子状物質における水銀以外の金属元素の濃度

本モニタリング調査では、水銀の発生源・挙動等を解析するため、大気中の粒子状物質に含まれる、又は粒子状物質に吸着した、ニッケル、ヒ素、カドミウム、鉛等の金属元素（有害17成分、指標６成分）の濃度を、辺戸岬において測定しています（別添表12参照）。

辺戸岬におけるマンガン、ニッケル及びヒ素の平成31年度の年平均値は、それぞれ3.7 ngMn/m3、0.86 ngNi/m3、0.66 ngAs/m3であり、いずれも環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値（年平均値 マンガン140 ngMn/m3、ニッケル25 ngNi/m3、ヒ素6 ngAs/m3）を十分下回る値でした。

また、同指針値が設定されていないクロム、カドミウム及び鉛については、平成31年度の年平均値はそれぞれ、2.1 ngCr/m3、0.083 ngCd/m3、2.1 ngPb/m3でした。

ヒ素、カドミウム及び鉛については、測定開始以来の最低値となりました。一方、クロムについては、昨年度測定開始以来の最高値を記録しましたが、昨年度を超える値となりました。

表５　辺戸岬における粒子状物質中の金属類の濃度の年度別測定結果（年平均値）　（単位：ng/m3）

測定項目	指針値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
クロム (Cr)	－	0.83	0.52	1.1	1.1	0.87	1.3	1.2	1.4	0.69	0.65	0.91	1.8	2.1
マンガン (Mn)	140	6	3.4	6.7	5.5	4.6	7.4	4.9	6.6	3.7	2.9	4	4.9	3.7
ニッケル (Ni)	25	0.76	0.59	0.87	0.95	0.99	1.1	1.8	1.5	1.1	0.74	0.98	0.97	0.86
ヒ素 (As)	6	1.4	0.68	0.85	0.83	0.76	0.99	0.98	1.1	0.74	0.73	0.73	0.7	0.66
カドミウム (Cd)	－	0.25	0.13	0.17	0.16	0.12	0.17	0.19	0.2	0.13	0.13	0.11	0.096	0.083
鉛 (Pb)	－	12	4.6	5.2	5.7	5	7.3	6.9	6.5	3.4	3.1	2.9	2.7	2.1

４．今後の対応

本モニタリング調査のデータは、アジア太平洋地域における大気中の水銀の状況についての基礎資料として重要であり、また、水銀に関する水俣条約の有効性評価にも資することから、今後も継続的にモニタリング調査を実施し、広く国内外へのデータの提供や結果の発信を行う予定です。

添付資料

平成31年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について（別添）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114825.pdf

****

[4] ***石綿障害予防***

◇石綿報告義務化、22年4月から　解体前建物、飛散防止で

政府は2日の閣議で、建物解体前にアスベスト（石綿）使用の有無を行政機関に報告するよう、2022年4月から業者に義務付ける改正大気汚染防止法の政令を決定した。報告義務化で業者の見落としによる飛散を防ぐ。

対象は延べ床面積80平方メートル以上の建物で、石綿が含まれていないかどうかを調べ、結果を都道府県などに報告しチェックを受ける。政令ではこのほか、石綿をセメントで固めたスレートなども21年4月から規制対象の建材に加えるとした。＜共同通信　2020年10月2日＞

◇建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和２年７月１日基発0701第11号）

＜厚生労働省　2020年9月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200917K0030.pdf

基 発 0 70 1第 1 1号

令和２年７月１日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号。以下「登録規程」という。）について、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（令和２年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号。以下「改正告示」という。）が令和２年７月１日公布・施行されたところである。その趣旨等については、下記のとおりであるので、了知するとともに、関係者に積極的な周知を図られたい。

なお、別添１及び別添２のとおり、それぞれ国土交通省及び環境省から地方支分部局あて通知するとともに、別添３のとおり３省から都道府県知事あて通知しているので申し添える。

なお、都道府県労働局における登録事務等に係る詳細は追って示す予定である。

記

第１ 改正の趣旨等

１ 改正の趣旨

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、平成 30 年 10 月に登録規程を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところである。

今般、厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」（以下「検討会」という。）における議論及びその報告書（令和２年４月 14 日公表）に記載された内容を踏まえ、今後、石綿含有建材が使用されている建築物等の解体又は改修の工事や事前調査の件数の増加が見込まれる中、建築物等の中でも解体又は改修の数が特に多く見込まれる一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部に係る建築物石綿含有建材調査者を養成するため、既存の建築物石綿含有建材調査者講習と同等の知識・技能水準を付与できるよう留意しつつ、一戸建て住宅等に関する留意事項、事例等に特化した講習を新設した。（別紙参照）

これにより、下記のとおり新たに設ける一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習（以下「一戸建て等調査者講習」という。）を通じて、公正に正確な調査を行うことができる者の育成をより一層推進することとしている。

なお、建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等調査者講習を含む。）の修了者は、令和２年７月１日に公布された石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 134 号）による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）及び関連告示において、適切に事前調査（建築物に係るものに限る。）を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものとして位置づけられ、当該事前調査は当該者に行わせなければならないこととして規定される予定である。また、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）においても、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和２年法律第 39 号）の施行に伴い、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者が大気汚染防止法に基づく解体等に係る事前調査を行うことを義務付ける方向で検討が進められている。

２ 改正の概要

（１）改正告示による改正前の登録規程（以下「旧登録規程」という。）第２条第２項に規定する「建築物石綿含有建材調査者」について、「一般建築物石綿含有建材調査者」に名称を変更したこと。

（２）新たに一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、厚生労働大臣の登録を受けた講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者として「一戸建て等石綿含有建材調査者」を追加し、一戸建て等調査者講習について、講師の要件、講義内容、講義の時間等、受講資格等を規定したこと。

第２ 細部事項（一戸建て等調査者講習の新設）

（１）一戸建て住宅等の範囲（改正告示による改正後の登録規程（以下「新登録規程」という。）第２条第４項）

新登録規程第２条第４項の「一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部」（以下「一戸建て住宅等」という。）は、一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指すこと。また、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）や、店舗併用住宅については、一戸建て住宅等に含まれないこと。

（２）講師の要件（新登録規程第５条第１項第３号）

一戸建て等調査者講習の講師の要件については、既存の建築物石綿含有建材調査者講習の講師の要件（旧登録規程第５条第１項第３号イからニまでに規定する者）に加え、一戸建て等石綿含有建材調査者及び当該者と同等以上の知識及び経験を有する者を規定したこと。

（３）講義内容（新登録規程第７条第２項第５号の表一戸建て等建築物石綿含有建材調査者に関する講義の項第２欄及び第３欄）

講義内容については、一戸建て住宅等における石綿含有建材調査に関する留意事項、事例等に特化したものとしたこと。具体的には、別紙のとおり、一戸建て住宅等で使用される石綿含有建材（主として、成形板等のいわゆるレベル３建材）、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項や、調査報告書の作成その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項を含めたこと。

（４）講義の時間等（新登録規程第７条第２項第５号の表一戸建て等建築物石綿含有建材調査者に関する講義の項第４欄）

講義の時間等については、既存の建築物石綿含有建材調査者講習の講義内容・試験等を踏まえ、設定したこと。具体的には、全部で７時間の講義と、１時間程度の筆記試験による修了考査とすること。

（５）受講資格（新登録規程第７条第２項第３号）

受講資格については、既存の建築物石綿含有建材調査者講習と同等の知識・技能水準を付与できるようにするとの検討会報告書を踏まえ、新登録規程第７条第２項第３号に掲げる受講資格（建築等に係る一定の学歴や実務経験等を有すること）としたこと。

３ その他（附則関係）

（１）施行日

告示は、令和２年７月１日から施行することとしたこと。

（２）経過措置

ア 旧登録規程第２条第２項に規定する建築物石綿含有建材調査者（以下「旧調査者」という。）である者については、新登録規程に基づく一般建築物石綿含有建材調査者（以下「一般調査者」という。）とみなし、その者が有する調査者としての実務の経験は、一般調査者としての実務の経験とみなしたこと。(改正告示附則第２条第１項)

イ 旧登録規程第２条第２項に規定する登録（以下「旧登録」という。）を受けている講習は、新登録規程第２条第２項に規定する登録を受けた講習とみなしたこと。(改正告示附則第２条第２項)

このため、旧登録を受けた建築物石綿含有建材調査者講習の実施機関において、引き続き新登録規程に基づき建築物石綿含有建材調査者講習を実施する場合は、改めて登録手続を行う必要はないこと。

ただし、当該機関が、新たに一戸建て等調査者講習を実施しようとする場合は、新登録規程第７条第３項及び第４項、第 10 条並びに第 20 条第１項に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する計画及び建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する規程に係る変更の届出をし、厚生労働大臣又は所轄の都道府県労働局長に提出する必要があること。

ウ 旧登録規程第２条第２項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講した者(旧調査者である者を除く。）は、その受講の日の属する年度の末日から起算して２年を経過する日までの間は、新登録規程第２条第２項に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなしたこと。(改正告示附則第２条第３項)

◇石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和２年８月４日基発 0804 第８号）

＜厚生労働省　2020 年９月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200917K0020.pdf

基発 0804 第８号
令和２年８月４日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 134 号。以下「改正省令」という。）及び改正省令による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）（以下「改正石綿則」という。）に基づく告示（以下「関連告示」という。）を次の表のとおり公布又は告示し、及び施行することとされたところである。

省令又は告示の名称	公布日又は告示日	施行日
石綿障害予防規則等の一部を改正する 省令（令和２年厚生労働省令第 134 号）	令和２年７月１日	令和３年４月１日 （一部は令和２年 10 月１日、令和４ 年４月１日又は令 和５年 10 月１日）
石綿障害予防規則第３条第４項の規定 に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 ２年厚生労働省告示第 276 号）	令和２年７月 27 日	令和５年 10 月１日
石綿障害予防規則第３条第６項の規定 に基づき厚生労働大臣が定める者等（令 和２年厚生労働省告示第 277 号）	令和２年７月 27 日	令和５年 10 月１日
石綿障害予防規則第４条の２第１項第 ３号の規定に基づき厚生労働大臣が定 める物（令和２年厚生労働省告示第 278 号）	令和２年７月 27 日	令和４年４月１日
石綿障害予防規則第６条の２第２項の 規定に基づき厚生労働大臣が定める物 （令和２年厚生労働省告示第 279 号）	令和２年７月 27 日	令和２年 10 月１日

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、建築物、工作物及び船舶の解体工事又は改修工事に関わる全ての関係者を含め、広く周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、令和２年６月５日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和２年法律第 39 号）においても、改正省令と同様の内容の改正が行われていることから、改正省令の周知徹底等に当たっては、都道府県等の地方公共団体と十分に連携を図られたい。

記

第１　改正の趣旨

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について所要の改正を行うとともに、改正石綿則に基づく告示の制定を行ったものである。

第２　改正の要点

１ 改正省令関係

（１）石綿障害予防規則の一部改正（改正省令第１条及び第２条関係）

ア　事前調査の対象、方法、記録等

① 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）の全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）を行わなければならないこととしたこと。

② ①にかかわらず、解体等対象建築物等が一定の要件に該当する場合は、事前調査を①の方法以外の方法により行うことができることとしたこと。

③ 事業者は、建築物に係る事前調査については、②の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。

④ 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析による調査（以下「分析調査」という。）を行わなければならないことと

したこと。ただし、当該解体等対象建築物等について、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでないこととしたこと。

⑤ 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。

⑥ 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき作成した記録を３年間保存するとともに、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行う作業場に当該記録の写しを備え付けなければならないこととしたこと。

⑦ 事業者は、一定規模以上の建築物又は工作物（工作物については、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査等の結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

イ　吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置

① 事業者は、解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材（以下「石綿含有仕上げ塗材」という。）を除く。）又は石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等（以下「石綿含有保温材等」という。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合に講じなければならない措置に、次の措置を追加したこと。

（ア）ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

（イ）その日の作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

② 事業者は、①の措置のうち、①の作業を行う作業場所の隔離の措置を行ったときは、石綿等に関する知識を有する者が当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、当該隔離を解いてはならないこととしたこと。

ウ　石綿含有成形品の除去に係る措置

① 事業者は、成型された材料であって石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。以下「石綿含有成形品」という。）を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕、穿(せん)孔、研磨等（以下「切断等」という。）以外の方法により当該作業を実施しなければならないこととしたこと。

② 切断等以外の方法により石綿含有成形品を除去する作業を実施することが技術上困難な場合であって、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、当該作業を行う作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置を講じなければならないこととしたこと。

エ　石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置

事業者は、建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業を行うときは、ウの②の措置を講じなければならないこととしたこと。

オ　発注者の責務等

解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及びクの記録の作成が適切に行われるよう配慮しなければならないこととしたこと。

カ　石綿等の切断等の作業等に係る措置

事業者は、石綿等を湿潤な状態のものとすることが義務付けられている石綿等の切断等の作業等について、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。

キ　作業の記録

石綿等の粉じんを発散する場所において常時石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業

又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事する労働者等に係る作業の記録の記録項目に、当該作業（石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業に限る。）に係る事前調査等の結果の概要、作業の実施状況等の記録の概要等を追加したこと。

ク　作業計画による作業の記録

事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行ったときは、当該作業に係る作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成し、３年間保存しなければならないこととしたこと。

（２）労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部改正（改正省令第３条関係）

法第 88 条第３項の計画届の対象となる仕事に、次の仕事を追加したこと。

ア　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

イ　アの耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物、工作物又は船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

ウ　建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

（３）施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和３年４月１日から施行することとしたこと。ただし、（１）のウにあっては令和２年 10 月１日、（１）のアの⑦にあっては令和４年４月１日、（１）のアの③及び⑤にあっては令和５年 10 月１日から施行することとしたこと。

２　関連告示関係

―以下　省略―

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和２年８月 17 日基安化発 0817 第２号）

＜厚生労働省　2020 年９月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200917K0010.pdf

基安化発 0817 第２号
令和２年８月 17 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されているが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれている。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、別添により関係団体に通知したので、関係事業者等に対する指導に当たり留意するとともに、貴職におかれても、地方公共団体を含む工事の発注者、関係事業者団体含め周知を図られたい。なお、周知用のパンフレットも送付するので、活用されたい。

別添

基安化発 0817 第１号
令和２年８月 17 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。

記

１ 剥離剤による火災及び中毒事案の発生について

（１）発生事例（火災）

橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により塗膜の除去作業を行っていたところ、火災が発生し、死傷者複数名を出したもの。既存の塗膜に鉛や塩素化ビフェニル（PCB）等の有害物質が含まれるため養生をしており、かつ換気設備は稼働していなかったため、気化した剥離剤が滞留しやすく、また、塗膜くずも堆積した状況になっていた。

（２）発生事例（中毒）

ア　屋内での床のタイルカーペットの張替工事の際、ジクロロメタン含有の剥離剤によりカーペット撤去後に残った古い接着剤の除去作業を行っていたところ、中毒となり、意識を失った。災害当時、換気扇を付けておらず、また、防毒マスクを着用していたが破過していた可能性が高い。

イ　橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、複数名が意識不明や足下がおぼつかなくなった。災害当時、全体換気はなされており、また、防護服及び電動ファン付き呼吸用保護具を着用していた。

ウ　鉄筋コンクリート造の校舎解体工事において、石綿含有の外壁材に剥離剤（成分不明）を吹き付けて除去作業中、５名が体調不良となり、腕や背中にも化学やけどを負った。呼吸用保護具を着用していた。

エ　橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗膜の除去作業を行っていたところ、複数名が吐き気や視覚障害などを発症した。被災当時、防護服や防護眼鏡は着用していたが、呼吸用保護具の着用状況は不明。

オ　作業足場において剥離剤（成分不明）を用いて塗膜除去作業中、剥離剤の揮発蒸気を吸引して一時的に意識障害に陥り、足場から転落した。また、転落時に剥離剤の容器を倒し、中に入っていた剥離剤を浴びて化学やけどを負った。

カ　橋梁工事において、剥離剤の乾燥を防止するためビニルシートで養生を行い、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、意識を失った。災害当時、換気は行っており、また、防護服及び防毒マスクを着用していたが、防毒マスクの吸収缶の破過時間の管理を行っていなかった。

キ　橋梁塗装工事において、防炎シートと厚手のビニルシートで養生された環境下でベンジルアルコール含有の塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていたところ、意識を失った。被災当時、防護服及び防毒マスクを着用していた。

（３）剥離剤に含まれる化学物質によって発生するおそれがある健康障害

剥離剤に含有されている化学物質の中には、上記の発生事例にある火災につながる引火性のあるものや中

毒につながる急性毒性のあるものだけでなく、発がん性があるもの（皮膚から吸収されることによりがんが発生するおそれがあるものを含む。）、生殖毒性（ばく露することで生殖能又は胎児への悪影響のおそれがあるもの。）、反復ばく露により神経系の障害を引き起こすおそれがあるもの、眼・皮膚刺激性のあるもの（眼に入ったり、皮膚に付着することで重い薬傷（いわゆる化学やけど）を引き起こすおそれがあるものを含む。）もある。

２　剥離剤を安全に取扱うための標準的な手順について

剥離剤には、下記３に掲げる化学物質以外にも、様々な化学物質が使用されているが、特化則等の規制対象となっているものは含まれていなかったとしても、塗料等を化学反応で剥離させる作用を生じさせる効果があるものである以上、体内に取り込んだり、皮膚に触れたりすれば、人体に有害である可能性は高いことから、剥離剤を用いる場合は、健康障害を防ぐために以下の措置を講じる必要がある。

（１）ラベル・SDS の入手・確認

○ 剥離剤を使用する場合は、必ず添付されている SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）に記載されている事項（特に危険有害情報、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置）を確認すること。

○ SDS が添付されていない場合は、販売店舗又はメーカーから取り寄せること。

○ SDS を入手できない製品の使用は避けること。

（２）ばく露防止のための措置

○ 特化則等の規制対象となっている物質が含まれている場合は、法令に規定されている措置を確実に講じること。

○ 特化則等の規制対象となっている物質が含まれていない場合でも、SDS に記載されているばく露防止及び保護措置を参考に、ばく露防止措置を確実に講じること。なお、製品によっては、法令の規制対象でないことをもって安全という記載がなされているものもあるが、上記１（２）の災害事例にもあるとおり、法令の規制対象でないことは、危険有害性がないことを意味するものではないことに特に注意すること。

○ SDS を入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、その製品には危険有害性のある物質が含まれているものとみなして、防毒マスク、保護手袋等の保護具を確実に使用する等、十分なばく露防止措置を講じること。

○ 作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、内部の剥離剤のガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、排気装置を設ける等、作業者のばく露濃度を低減させるための措置を講じること。

３　剥離剤に使用される主な化学物質の危険有害性及び取扱い上の注意事項

（１）ベンジルアルコール

上記１（２）の事例の原因物質であるベンジルアルコールは、いわゆる水系又はアアルコール系剥離剤に使用されている化学物質である。特化則等の規制対象とはなっていないが、以下アのとおり、強い有害性があり、使用する際には、健康障害を防ぐために以下イの措置を講じる必要がある。

ア　ベンジルアルコールの危険有害性

ベンジルアルコールは、GHS 分類※により、以下の有害性があることが確認されている。

・単回ばく露又は反復ばく露により中枢神経系及び腎臓に障害
・強い眼刺激
・眠気又はめまいのおそれ
・飲み込む又は皮膚に接触すると有害

※ ＧＨＳとは、国連の「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」をいい、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。このシステムにおいて、化学品の危険有害性を判定するための基準が設けられており、その基準に従って、化学品の危険有害性が分類されている。

＜GHS による有害性区分とベンジルアルコールの該当区分＞

有害性の種類	有害性大 ←				→ 有害性小
	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	臓器（中枢神 経系、腎臓）の障害	臓器の障害 のおそれ	呼吸器への 刺激のおそ れ（気道刺 激性） 眠気又はめ まいのおそ れ（麻酔作用）	―	―
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	長期にわた る／反復ば く露による臓器（中枢神 経系）の障害	長期にわた る／反復ば く露による臓器の障害 のおそれ	―	―	―
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	重篤な眼の 損傷	強い眼刺激	眼刺激	―	―
急性毒性（経口、経皮）	飲み込む／皮膚に接触／ 吸入すると生命に危険		飲み込む／ 皮膚に接触 ／吸入すると有毒	飲み込む／ 皮膚に接触 ／吸入すると有害	飲 み 込 む ／ 皮 膚 に 接 触 ／ 吸 入 す る と 有 害 の お それ

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、以下の措置を講じること。

① ベンジルアルコールを含む剥離剤の取扱い作業を行う場所には、その旨掲示するとともに、作業者以外は立ち入らせないこと。

② 作業者には送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用させること。なお、送気マスクは防爆構造のものとし、防毒マスクは、吸収缶が破過すると、除毒能力がなくなるので、使用時間を厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換する必要があることに留意すること。

③ 作業者には保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

④ 作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、内部のベンジルアルコール濃度が高くなることが想定されるため、排気装置を設ける等、作業者のばく露濃度を低減させるための措置を講じること。

⑤ 剥離された物にもベンジルアルコールが含まれているので、運搬又は貯蔵するときは、堅固な容器に入れる又は確実に包装した上で、見やすい箇所にベンジルアルコールの名称や取扱い上の注意事項を表示すること。

⑥ 作業者に対し、剥離剤に含まれるベンジルアルコールの有害性、作業を行うに当たって注意すべき事項（上記②～⑤を含む）について、作業開始前に周知すること。

（２）ジクロロメタン

ジクロロメタンは、いわゆる溶剤系剥離剤に使用されている化学物質である。以下アのとおり、強い有害性があり、特化則により、特別有機溶剤として規制されている。ジクロロメタンを含む剥離剤を使用して塗材等の剥離を行う作業は、特定化学物質障害予防規則第 38 条の８が準用する有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第６号ホの「物の面の加工の業務」及び同号チ「払しょくの業務」の有機溶剤業務に該当し、作業場所の通風が不十分な場合は、屋内作業場等として、排気装置等の設置義務の対象にもなるため、作業条件に応じ、以下イの措置を講じる法令上の義務がある。

ア　ジクロロメタンの危険有害性

ジクロロメタンは、GHS 分類により、以下の有害性があることが確認されている。

・発がんのおそれ
・単回ばく露により中枢神経系及び呼吸器に障害
・長期にわたる又は反復ばく露により中枢神経系、肝臓及び生殖器（男性）に障害
・皮膚刺激

・強い眼刺激
・眠気又はめまいのおそれ
・吸入すると有害

＜GHS による有害性区分とジクロロメタンの該当区分＞

有害性の種類	有害性大 ←				→ 有害性小
	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５
発がん性	発がんのお それ	発がんのお それの疑い			
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	臓器(中枢神経系、呼吸器）の障害	臓器の障害のおそれ	呼吸器への 刺激のおそ れ(気道刺 激性) 眠気又はめ まいのおそ れ（麻酔作用）	—	—
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	長期にわたる／反復ばく露による 臓器(中枢神 経系、肝臓、 生殖器)の障害	長期にわたる／反復ばく露による 臓器の障害のおそれ	—	—	—
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い	—	—	—
皮膚腐食性／刺激性	重篤な皮膚の薬傷／眼の損傷	皮膚刺激	軽度の皮膚 刺激		
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	重篤な眼の損傷	強い眼刺激	眼刺激	—	—
急性毒性（吸入）	飲み込む／皮膚に接触／吸入すると生命に危険		飲み込む／皮膚に接触／吸入すると有毒	飲み込む／皮膚に接触／吸入すると有害	飲み込む／皮 膚に接触／吸 入すると有害 のおそれ

イ　ジクロロメタンを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にジクロロメタンが１％以上含有されている場合は、以下の措置を講じること（①から④、⑥、⑦、⑧及び⑨は特化則に基づく義務（罰則あり）。）。

① 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、労働者の指揮や保護具の使用状況の監視を行わせること。

② ジクロロメタンの名称、ジクロロメタンが人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、作業場の見やすい場所に掲示すること。

③ 作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設け、稼働させること。ただし、その設置が困難又は作業時間がおおむね３時間以内である場合は、全体換気装置を設け、稼働させることでもよいこと。

④ 作業者には保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

⑤ 作業者には送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用させること。なお、防毒マスクは、吸収缶が破過すると、除毒能力がなくなるので、使用時間を厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換する必要があることに留意すること。

⑥ 洗顔、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること。

⑦ 剥離された物にもジクロロメタンが含まれているので、運搬又は貯蔵するときは、堅固な容器に入れる又

は確実に包装した上で、見やすい箇所にジクロロメタンの名称や取扱い上の注意事項を表示すること。

⑧ ジクロロメタンを含む剥離剤の取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、ジクロロメタンに関する健康診断を６月以内ごとに実施すること。

⑨ ジクロロメタンを含む剥離剤の取扱い作業に常時従事する労働者について、１月を超えない期間ごとに当該労働者の氏名、従事した作業の概要や期間等を記録し、30 年間保存すること。

⑩ ジクロロメタンを含む剥離剤の取扱い作業を行う場所には、その旨掲示するとともに、作業者以外は立ち入らせないこと。

⑪ 作業者に対し、剥離剤に含まれるジクロロメタンの有害性、作業を行うに当たって注意すべき事項（上記③～⑦を含む）について、作業開始前に周知すること。

＜参考＞

国において、国内で使用されている主な化学物質のうち、約 3,000 物質についてモデル SDS を作成し、以下①の Web サイトで公表しているので、対策を講じる上で参考とすること。

「職場のあんぜんサイト GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

****

[5] ***健康安全***

◇「スマホ依存」改善へ共同研究　KDDI と東京医科歯科大

携帯電話大手の KDDI と KDDI 総合研究所、東京医科歯科大が「スマホ依存」の改善や予防に向け、共同研究を始めた。東京医科歯科大の「ネット依存外来」を受診する患者のスマートフォンの利用ログを収集して実態調査などを行い、患者の治療に役立てるほか、予防に向けたアプリの開発を目指す。　KDDI などが 19 年 12 月にスマホの利用者約 9 万人を対象に実施したアンケートでは、約 25%が長時間利用などに問題を感じていると回答。うち約 83%が改善したいとしていた。　東京医科歯科大が 19 年度に開設したネット依存外来には、これまでに患者本人や家族ら約 80 人が訪れた。＜共同通信　2020 年 10 月 3 日＞

****

[6] ***環境安全関係***

◇（仮称）女川石巻風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108481.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「令和３年度危険物安全週間推進標語」及び「令和２年度危険物事故防止対策論文」の募集

＜総務省消防庁　2020 年 10 月 1 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201001_kiho_1.pdf

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図り、危険 物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、「令和３年度危険物安全週 間推進標語」及び「令和２年度危険物事故防止対策論文」を募集します。

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和２年度第２回化学物質のリスク評価検討会（有害性評価小検討会）　資料　　10 月 5 日

＜厚生労働省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1qEwODKOVWDCocxY

（１）がん原性試験の結果の評価について

酸化チタン（ナノ粒子、アナターゼ型）

２－ブロモプロパン

（２）遺伝子改変動物を用いた発がん性試験の評価等について（報告）

（３）職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループの設置について（報告）
（４）その他
・第６回労働基準法施行規則第 35 条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会　　10 月 5 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=oViGwuLI01eBCIQzY
　ア　労働基準法施行規則第３５条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について
　イ　今後の検討事項について
　ウ　その他
・令和 2 年 10 月 9 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）について　　10 月 9 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9oEQGBKUdUDigSxY
(1) ゲノム編集技術応用食品の後代交配種等の取扱い整理
(2) その他
・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第２３７回）の開催について　　10 月 12 日１、非公開
＜内閣府　2020 年 10 月 1 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_237.html
（１）動物用医薬品（トロメタミンジノプロストを有効成分とする牛の注射剤（動物用プロナルゴン EZ 注射液））に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会（第７９２回）の開催について　　10 月 6 日
＜内閣府　2020 年 10 月 1 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai792.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
　・動物用医薬品　１品目
　「オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール」
（２）農薬第三専門調査会における審議結果について
　・「トルフェンピラド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
　・「ゼラノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
　・「ナフシリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
　・「メシリナム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
　・「酢酸イソ吉草酸タイロシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（５）「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（案）」について
（６）令和２年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について
（７）その他
・「第１回令和２年７月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」の開催について
　１０月７日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0Kc2PjSyU2bEpUpY
・「地域循環共生圏フォーラム 2020」の開催について　　10 月 26 日、オンライン
＜環境省　2020 年 10 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108479.html
---

[開催記録、報告、資料等]
・第 17 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　資料　　10 月 2 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7pmA0i00jy1zyjRY
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種について
（２）報告事項

（３）その他

・第１７回予防接種・ワクチン分科会遵守事項資料等

＜厚生労働省　2020 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7JuC0C82jS9xyHZY

・リサーチ・アドミニストレーター活動の強化に関する検討会（第 11 回）配布資料　　10 月 1 日

＜文部科学省　2020 年 10 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuTacuqpdh2grbI

議題

1. ワーキンググループにおける検討状況について
2. 今後のリサーチ・アドミニストレーターの在り方の議論を進めるにあたって
3. その他

********** 以上 **********